21　次に掲げる地上基幹放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、⑶、⑸及び⑹に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとする。

［⑴　略］

⑵　デジタル放送の標準方式第３章及び第３章の３に定める放送を行う地上基幹放送局（⑶に規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　500Hz

⑶　デジタル放送の標準方式第３章及び第３章の３に定める放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア　空中線電力が0.5Wを超えるもの　３kHz

イ　空中線電力が0.5W以下のもの　10kHz

［⑷～⑹　略］

［22～48　略］

49　単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局（デジタル放送の標準方式第３章及び第３章の３に定める放送を行うものに限る。）と近接する地上基幹放送局（同章に定める放送を行うものに限る。）が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。）を構成する２以上の地上基幹放送局にあつては、この表の７の項中10並びに注21ただし書及び⑶の規定によるほか、当該２以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

［50～57　略］

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［略］	［略］	［略］
Ｘ７Ｗ	5.7MHz	デジタル放送の標準方式第３章及び第３章の３に定める放送を行う地上基幹放送局の無線設備
	5.85MHz	デジタル放送の標準方式第３章の２に定める放送を行う地上基幹放送局の無線設備

［第２～第79　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～４　略］

５　地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

［⑴～⑸　略］

21　［同左］

［⑴　同左］

⑵　デジタル放送の標準方式第３章に定める放送を行う地上基幹放送局（⑶に規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　500Hz

⑶　デジタル放送の標準方式第３章に定める放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア　空中線電力が0.5Wを超えるもの　３kHz

イ　空中線電力が0.5W以下のもの　10kHz

［⑷～⑹　同左］

［22～48　同左］

49　単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局（デジタル放送の標準方式第３章に定める放送を行うものに限る。）と近接する地上基幹放送局（同章に定める放送を行うものに限る。）が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。）を構成する２以上の地上基幹放送局にあつては、この表の７の項中10並びに注21ただし書及び⑶の規定によるほか、当該２以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

［50～57　同左］

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［同左］	［同左］	［同左］
Ｘ７Ｗ	5.7MHz	地上基幹放送局の無線設備

［第２～第79　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～４　同左］

５　［同左］

［⑴～⑸　同左］